

学校施設・社会教育施設 ブロック塀 撤去対象

○建築基準法施行令で定められているコンクリートブロック塀の建築基準について

- ・コンクリートブロックで作られた塀については、建築基準法施行令62条の8において、塀の高さや厚み、塀自体を支えるために設けられる控え壁の規定が以下のとおり、定められています。

ブロック塀の高さ	ブロック塀の厚み	控え壁が必要か	設置必要な控え壁について
1.2m以下	10cm以上	不要	塀の長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出したもの
1.2m超2m以下		必要	
2m超2.2m以下	12cm以上	必要	

- ・高さが2.2m超や厚み10cm未満のブロック塀は法不適合となります。また、1.2m超2.2m以下でも控え壁がないと法に適合しておりません。
- ・また、これ以外にも、塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配置されているかなど細かく規定されています。

○次ページ以降の表の見方について

(例)	学校・施設名	壁				控え壁			現行法適合
		長さ(m) 約	高さ(m) (一部のプールは両側から測定)		厚み(cm)	有無	幅3.4m以内	高さ1/5 以上突出	
			プールサイドより	地盤面より					
3	5 四宮小学校 プール	15	1.2以上2.2以下	2.64	10.0	○	○	○	×
	6 四宮小学校 南西側	25	1.2以上2.2以下		15.0	×			×
8	14 北巢本小学校 プール	72	1.2以下	1.95	10.0	※ 不要			△

- ・網かけの部分は、現行の建築基準法施行令と不適合の部分になります。
- ・小学校と中学校の一部のプールについては、プールサイドからと地盤面からの2つの高さがあるため、両方を併記しています。
- ・5は、プールサイドからの高さは1.2m以上2.2m以下ですが、地盤面からの高さが2.64mのため、地盤面の高さや厚みについて不適合となります。また、控え壁については、プールサイドからの高さを基準として判定しています。
- ・14は、現行の建築基準法施行令と適合しておりますが、壁の劣化状況等から今回撤去対象としております。そのため、現行法適合を「△」の表記としております。

学校施設・社会教育施設 ブロック塀 撤去対象

1. 幼稚園

		学校・施設名	壁			控え壁			現行法 適合
			長さ(m) 約	高さ(m)	厚み(cm)	有無	幅3.4m以内	高さ1/5 以上突出	
1	1	大和田幼稚園東側	45	1.2m以下	10.0	不要			△
	2	大和田幼稚園北側	49	1.2m以下	10.0	不要			△

○ 現行法適合の「△」は法に適合しているが撤去対象としているものです。

学校施設・社会教育施設 ブロック塀 撤去対象

2. 小学校

		学校・施設名	壁			控え壁			現行法 適合	
			長さ(m) 約	高さ(m) (一部のプールは両側から測定)		厚み(cm)	有無	幅3.4m以内		高さ1/5 以上突出
				プールサイドより	地盤面より					
2	3	二島小学校 南西側・交番境界沿い	17	2.4(CB1.65)		10.0	×			×
	4	二島小学校 プール	70	1.15	2.4	10.0	○	○	○	×
3	5	四宮小学校 プール	15	1.2以上2.2以下	2.64	10.0	○	○	○	×
	6	四宮小学校 南西側	25	1.2以上2.2以下		15.0	×			×
4	7	古川橋小学校 東門北側	15	1.6		10.0	×			×
	8	古川橋小学校 東門南側	13	1.2以上2.2以下		10.0	×			×
	9	古川橋小学校 東側	1.5	2.64		10.0	×			×
	10	古川橋小学校 プール	70	1.6	3.0	10.0	○	○	○	×
5	11	上野口小学校 プール側面	50	1.2以上2.2以下	2.7	12.0	×			×
6	12	速見小学校 プール	50	1.2以下	2.4	15.0	※ 不要			×
7	13	脇田小学校 プール	50	1.17	2.3	10.0	※ 不要			×
8	14	北巢本小学校 プール	72	1.2以下	1.95	10.0	※ 不要			△
	15	北巢本小学校 運動場便所前	2.8	1.2以上2.2以下		15.0	×			×
9	16	東小学校 プール	90	1.14	2.16	10.0	○	○	○	×
10	17	砂子小学校 プール	52	1.1	2.12	10.0	※ 不要			×
11	18	門真みらい小学校 プール	50	1.2以下	2.23	10.0	※ 不要			×

○ 網かけは現行の建築基準法施行令と不適合部分です。また、現行法適合の「△」は法に適合しているが撤去対象としているものです。

○ CBはコンクリートブロックを示しています。また、(CB 数値)はフェンス付コンクリートブロックのうち、コンクリートブロックの高さを示しています。

※ プールサイドにブロック塀があり、その高さがプールサイドから見て1.3m以下のため、控え壁は不要としています。

学校施設・社会教育施設 ブロック塀 撤去対象

3. 中学校

		学校・施設名	壁			控え壁			現行法 適合	
			長さ(m) 約	高さ(m) (一部のプールは両側から測定)		厚み(cm)	有無	幅3.4m以内		高さ1/5 以上突出
				プールサイドより	地盤面より					
12	19	第二中学校 プール塀両端	6	1.9		15.0	×			×
13	20	第三中学校 プール	55	1.2以下	2.25	10.0	※ 不要			×
14	21	第四中学校 プール	54	1.25	2.2	10.0	×			×
15	22	第七中学校 プール	100	1.93	3.15	10.0	○	○	○	×

○ 網かけは現行の建築基準法施行令と不適合部分です。

※ プールサイドにブロック塀があり、その高さがプールサイドから見て1.2m以下のため、控え壁は不要としています。

学校施設・社会教育施設 ブロック塀 撤去対象

4. 社会教育施設

		学校・施設名	壁			控え壁			現行法 適合
			長さ(m) 約	高さ(m)	厚み(cm)	有無	幅3.4m以内	高さ1/5 以上突出	
16	23	公民館	30	2.02	15.0	○	×	○	×
17	24	歴史資料館 外周	145	1.9~2.25	12.0	×			×
18	25	門真市民プラザ ゴミ置場の囲い	2.7	1.3	10.0	×			×
19	26	旧第六中学校運動広場 西側クラブ室裏	43	2.2	10.0	○	×	○	×
	27	旧第六中学校運動広場 西側	50	2.2	10.0	○	○	○	×
	28	旧第六中学校運動広場 南側駐車場そば	30	2.2	10.0	○	○	○	×
	29	旧第六中学校運動広場 北側	85	1.4	10.0	×			×
20	30	旧北小学校体育施設 南倉庫周囲	22	1.8	10.0	×			×

○ 網かけは現行の建築基準法施行令と不適合部分です。